

## 水銀に関する水俣条約対応検討小委員会の設置について

平成 26 年 4 月

## 1. 設置の趣旨

昨年 10 月の外交会議で採択された「水銀に関する水俣条約」（別添 1 参照）については、これまでに我が国を含む 97 カ国が署名し 1 カ国（米国）が締結している。条約は、50 カ国の締結の 90 日後に発効することとされており、条約発効までの間の暫定事務局を務める国連環境計画（UNEP）は、今後 2～3 年程度での条約発効を目指している。

条約では、水銀の産出から使用、廃棄に至るまでのライフサイクル全体にわたって水銀の環境中への排出を削減するための対応が求められている。我が国においては、これまで官民の努力により様々な水銀対策が進められているが、条約の趣旨を踏まえて包括的な水銀対策の実施が求められることとなる。

こうした状況を踏まえ、本年 3 月 17 日に環境大臣より中央環境審議会議長に「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について」諮問された。この諮問は、同日付けで循環型社会部会、大気・騒音振動部会及び環境保健部会の関係三部会に付議された（別添 2、3 参照）。

これを受け、水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について必要な検討を行うため、標記小委員会を設置するものである。

## 2. 検討事項

本小委員会では、環境保健部会に付議された「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について（循環型社会部会及び大気・騒音振動部会の所掌に係る事項を除く。）」について検討する。

すなわち、水銀廃棄物対策に関する事項及び水銀の大気への排出対策に関する事項以外の事項について、既存の法制度等で対応がなされていない事項、具体的には、水銀添加製品に関する規制や、水銀廃棄物以外の水銀の環境上適正な暫定的保管のあり方等について検討する。

## 3. 検討スケジュール

年内のとりまとめを目指し、概ね 2 ヶ月に 1 回程度開催する予定。

## 4. 小委員会の構成

- ・小委員会に属すべき委員、臨時委員又は専門委員は、部会長が指名する。
- ・小委員会に小委員長を置き、部会長の指名により、これを定める。